

活かしてナンボの会計

コロナと共生しなければならない事態にどう対応するか

■ 税理士法人 袖野会計

- ・代表社員 公認会計士・税理士 袖野守康
- ・社員 公認会計士・税理士 北爪功一

税理士法人袖野会計は、中堅・中小企業の税務会計業務のほか、経営改善、組織再編、事業承継、資金調達、会計システム導入、企業価値評価、事業再生などの支援業務を多数手掛ける。税務会計の処理代行だけでなく、企業に求められる財務戦略や経営企画の立案及び実行支援も行っている。株式会社の社外取締役・監査役、公益法人の監事等にも在任。(〒320-0806 宇都宮市中央1丁目9番11号 大銀杏ビル2階 TEL.028-651-3460 (代表) FAX.028-651-3461 URL : <http://www.sdncpa.or.jp> E-mail : soumu@sdncpa.or.jp)



1. 景気はU字回復

日本全国を対象とする緊急事態宣言が、今月末まで延長された。感染者の発生が今後減少した場合には、一週間ごとに、地域別に宣言の解除を検討することとなっているものの、外出の自粛要請や飲食・小売店等に対する営業自粛要請は、原則として継続されることとなった。日本では、5月以降、新規感染者は100人を下回る日も続いているものの、世界の発生状況を見ると、新規感染者数は日々増加しており、9日の新規感染者は、8万7千人を超え、現時点では、感染者総数は400万人を超え感染拡大が続いている。ブラジル、ロシア及びアフリカ諸国等では感染者が爆発的に増加している一方で、米国や欧州各国では、感染拡大はピークアウトしたとして、外出規制及び社会経済活動の制限を段階的に解除するいわゆる出口戦略を開始した。

欧米各国では、約2ヶ月間の都市封鎖措置により、今年4-6月期のGDPが、最大40%から20%程度下落するとの予想もあり、コロナウイルスによる経済的なダメージは深刻である。日本においても、4月から5月までの2ヶ月間にわたる自粛要請は、経済に大きなダメージを与えることは間違いなく、欧米各国と同様の景気減速が懸念されている。

一方、コロナウイルスの発生源である中国では、都市封鎖措置は解除され、市民生活や企業活動は正常化しつつあるとのことであるが、輸出先である欧米各国等が混乱している影響から輸出は思ったほど回復せず、景気が元に戻るのには先になるとされている。

コロナウイルスの感染拡大が収束すれば、景気はV字回復するとの見立てもあったが、中国の現状を見ても、また、コロナウイルスの根本治療薬とワクチンが開発されていない現状では、悪化した消費マインドや各国間の移動制限等によるグローバルなサプライチェーンの寸断が改善されず、社会経済活動が正常化するには時間がかかり、景気はU字回復とならざるを得ないとする見方が多くなっている。

IMF(国際通貨基金)が先月公表した世界経済見通しによると、コロナウイルスの感染の動向や根本治療薬やワクチンの開発時期如何により、2020年度の世界の経済成長率の見通しはマイナス3%から同6%程度、日本はマイナス5.8%から同10%程度、また、2021年度の世界の経済成長率の見通しは、低迷状態が続くゼロ成長もありうるとしており、少なくとも今年中の景気回復については懐疑的であり、U字回復を想定しているものと思われる。

2. 売上収益の変動により必要となる手元流動性の基本的な算出方法

各企業の費用及び支出項目を以下の3つの項目に区分することにより、売上収益の増減による必要資金を算出することができる。ここで固定費とは、売上の増減による影響を受けずに一定額発生する費用、変動費とは売上の増減に比例して変動する費用である。

- ①固定費＝役員報酬＋従業員給与と賞与＋福利厚生費＋支払利息＋動産不動産賃借料＋租税公課 etc.
- ②変動費＝原材料仕入 etc.
- ③固定支出＝借入金の元本返済額

①の固定費と③の固定支出の合計額が、各企業において存続に必要な資金額であり、通常は売上収益から②の変動費を差引いた売上総利益(いわゆる粗利)で、最低限その必要額をまかなわないと資金不足となる。

U字回復を前提として今回のコロナウイルスの影響による今後6ヶ月程度の売上収益を予想し、その予想額に基づく売上総利益額と①の固定費と③の固定支出の合計額とのマイナス差額が、具体的な存続必要資金である。

3. コロナウイルスの悪影響を反映した事業計画の策定

金融機関も、コロナウイルスによる資金繰り悪化であっても、確かな現状分析と今後の返済の見通しがなければ、当然のことながら与信供与することはできない。「2」で述べた存続に必要な資金の分析により、不足額が③の固定支出である借入金の元本返済額の範囲内であれば、長期借入金の返済の猶予によって資金不足は生じないこととなる。借入金の返済猶予を受けても資金が不足する場合には、①の固定費については、可能な限りの経費圧縮を実行し、雇用調整助成金等の政府や地公体の支援策を最大限活用した場合でも生じる不足額について新規に融資を受けなければならない。

コロナウイルスの感染拡大が収束(終息)し、社会経済活動が正常化しさえすれば、返済猶予額と固定費の不足分に対応する新規借入は、将来の収益により返済可能であることを示す事業計画を策定する必要がある。